～～*～

8 日は島根県で、10 日は福岡県、佐賀県、大分県で、線状降水帯が発生し、気象庁は福岡県と大分県に大雨特別警報を発布しました。

消防庁災害対策本部発表よると、人的被害は死者 11 人、行方不明者 3 人、重傷 4 人、軽傷者 10 人という甚大な被害となりました。

(1) 死者の内訳
【富山県】南砺市１人
【島根県】出雲市１人
【山口県】山口市１人
【福岡県】久留米市２人、広川町１人、添田町１人、太宰府市１人
【佐賀県】唐津市２人
【大分県】由布市１人

(2) 行方不明者の内訳
【山口県】美祢市１人
【佐賀県】唐津市１人
【大分県】中津市１人

住宅被害は、全壊 15 棟、半壊 44 棟、床上浸水 612 棟、床下浸水 1,481 棟、一部破損 148 棟となりました。

土砂災害は、150 件（神奈川県 1、新潟県 3、石川県 7、長野県 3、岐阜県 3、島根県 41、岡山県 1、 広島県 3、山口県 24、福岡県 6、佐賀県 5、長崎県 6、熊本県 14、大分県 9、宮崎県 3、鹿児島県 21）にもなりました。

河川の氾濫は「26 水系 44 河川」にもなり、各地の道路や田畑も冠水しました。

警戒レベル 4 による避難指示によって、6,781 世帯の 15,842 人が避難を余儀なくされました。

そのほか、断水や停電、各鉄道の運休や航空便の欠航など、多大な影響が出ました。

[出典] 総務省消防庁 Web サイトほか、内閣府、国土交通省 Web サイトなど
https://www.fdma.go.jp/disaster/

2. 災害救助法の適用状況について

令和 5 年 6 月 28 日からの大雨による激甚災害に対して、富山県（4 市）、島根県（1 市）、福岡県（10 市町村）、佐賀県（3 市）、大分県（2 市）、山口県（2 市）の合計 22 市町村に災害救助法が適用されました。

(1) 法適用日：7 月 12 日
【富山県】富山市、高岡市、小矢部市、南砺市

(2) 法適用日：7 月 8 日

【島根県】出雲市
【福岡県】久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町
【佐賀県】佐賀市、唐津市、伊万里市
【大分県】中津市、日田市

(3) 法適用日：6 月 30 日
【山口県】山口市、美祢市

災害救助法が適用されますと「応急救助」のほか、「復旧・復興（被災者生活再建支援法、災害弔慰金法など）」の対象になります。

Ａ．災害救助法に基づく支援内容
避難所の設置、住宅の応急修理、炊き出しその他による食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与など。

B. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給
a. 災害弔慰金
生計維持者が死亡：500 万円
その他の者が死亡：250 万円

b. 災害障害見舞金
生計維持者が重度障害：250 万円
その他の者が重度障害：125 万円

c. 災害援護資金の貸付
貸付限度額：350 万円

d. 県災害見舞金の支給
被害に応じて、1 万 5 千円～20 万円

[出典] 内閣府 Web サイトほか
https://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/r5oshirase.html

心より早期の復旧・復興をお祈り申し上げます。

by Hirono

～～*～

全国で震度3以上を観測した地震の回数は17回で、このうち最大震度4以上を観測した地震は3回でした。日本及びその周辺におけるM4.0以上の地震の回数は93回でした。

●火山活動
諏訪之瀬島では、9日に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを3（入山規制）から2（火口周辺規制）に引き下げました。

口永良部島では、26日に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引き上げ、更に27日に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを3（入山規制）に引き上げました。

霧島山（えびの高原周辺）では、7月7日（期間外）に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引き上げました。

気象庁 23.7.10　令和5年6月の地震活動及び火山活動について
https://www.jma.go.jp/jma/press/2307/10d/2306jishin.html

～～*～

範囲で衛星に近づく変動が見られます。

国土地理院 23.7.10　令和５年６月の地殻変動
https://www.gsi.go.jp/WNEW/PRESS-RELEASE/2023-goudou0710.html

～～*～